

2 参画と協働のための地域福祉活動計画

(1) 地域福祉活動計画とは

「大阪市地域福祉活動計画」は、大阪市における地域福祉を進めるため、地域住民組織、社会福祉施設、医療・教育関係団体、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者、企業と地域住民とが共に取り組んでいくための方向性を示すため、市社協が策定する計画です。

一方、大阪市の行政計画である「大阪市地域福祉計画」は、地域福祉を進めるうえでの基盤となるしくみ、施策体系をつくるための計画となります。

公私協働で地域福祉を進めるために、大阪市地域福祉活動計画と大阪市地域福祉計画を一体的に推進していくことが大切です。

(2) 計画の基本目標

この計画は第1期地域福祉活動計画に引き続き、「参画と協働のあり方・住民の主体形成のための計画」として、次の3つの基本目標を実現するための取り組みを進めます。

①地域住民の参画と協働で共に生きるまちをつくる

重点目標 地域(地区・校下)で多彩なメンバーが地域福祉活動を推進する

自分たちのまちを、より良くするため、多くの住民が主体的に参画し、みんなで協働していくことで、共に生きるまちづくりを進めます。

②地域で暮らす生活者を支援する

重点目標 参画と協働により身近な地域での相談・支援のしくみをつくる

住民と専門職、行政が協働し、「すべての人が地域で暮らすことができるよう支援する」しくみづくりの確立をめざします。

③区で参画と協働のしくみをつくる

重点目標 住民に身近な地域を意識してアクションプランを推進する

区アクションプランの推進に加え、小学校区単位の地域福祉活動計画の策定を支援するなど、住民が主役になれる地域づくりを進めます。

(3) 計画圏域の考え方

これまで、住民の地域福祉活動を考えるとき、身近な地域の範囲として、おおむね小学校区を最小単位として活動を考えてきました。市、区を基本の範囲としながら、課題に応じて、区にこだわらない重層的な圏域での活動をめざしてきました。

しかし、地域における最も身近な関係は、隣近所での日常的な助け合いが重要な役割をもっています。今後は、町会や班単位での地域福祉活動の強化にも取り組んでいきます。

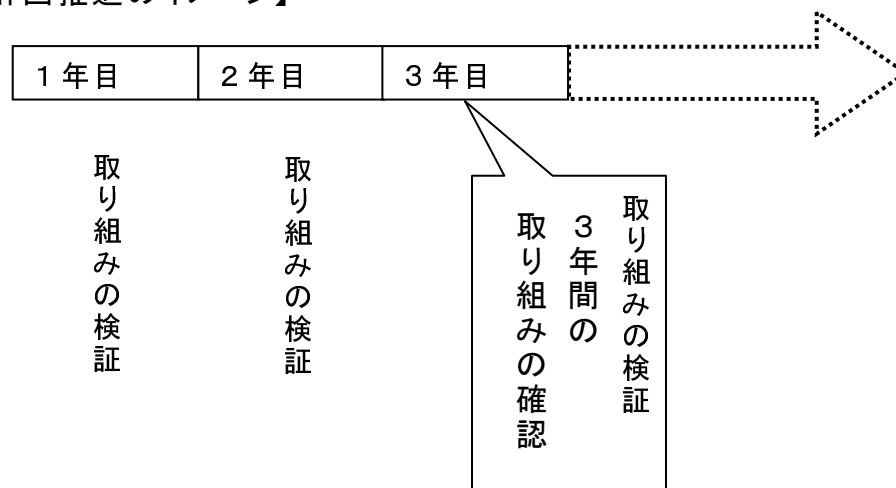
(4) 計画の推進と評価、確認期間

地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域住民組織、社会福祉施設、医療・教育関係団体、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者、企業などへの呼びかけを行い、話し合いの場を広げていく中で、さらに具体化を図っていきます。

また、アクションプランの推進にあたっては、区社協を支援し、区での取り組みで明らかになった課題は、市レベルでの取り組みを示すこの計画にフィードバックし、「大阪市地域福祉計画」（平成21[2009]年度～23[2011]年度）と連携して総合調整を行います。

検証・評価にあたっては、「大阪市地域福祉活動推進委員会」の専門部会である「地域福祉活動支援部会」（P. 11参照）を再編成したうえで検討を行い、自己評価基準を定めるなどのシステム化を図ります。また、毎年検証・評価することとし、3年間を区切りとして取り組みの確認をし、必要に応じて見直しを行います。

【計画推進のイメージ】



地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図

